

1. 件名：伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設に係る運転上の制限からの逸脱について

2. 日時：令和4年7月11日 13時30分～14時00分

3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

長官官房 総務課 事故対処室

近田係長

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

杉本安全規制管理官、菊川管理官補佐、小野上級原子炉解析専門官、小林主任

監視指導官、林原子力規制専門員

四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）

原子力本部 原子力部 発電管理部長他6名

5. 要旨

（1）四国電力から、伊方発電所3号機の特定重大事故等対処施設について、計装設備の一部に部品の未装着を確認したため、特定重大事故等対処施設の運用開始から復旧するまでの間、運転上の制限から逸脱していたと令和4年7月7日18時05分に判断した旨の説明を受けた。

（2）原子力規制庁から、事業者間で運転上の制限からの逸脱に係る運用に一部相違が見られたため、可能であれば事業者間で調整するように依頼し、四国電力から了承する旨の回答があった。

6. 提出資料

なし

以上